

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によつて、平成二十一年五月十四日付で吉田総合病院労働組合執行委員長箕岡智から争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

夏季一時金等の要求

二 争議行為の日時

平成二十一年五月二十五日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院において、吉田総合病院労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。